

県営大宮砂団地再生事業 事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県が県営大宮砂団地の建て替えにより創出した土地において、団地及び団地周辺地域に貢献する高齢者等を支援する施設を整備・運営する事業を行う者を決定するに当たり、当該事業に応募した者（以下「応募者」という。）の事業提案等を審査することを目的に、「県営大宮砂団地再生事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

- 一 募集要項及び優秀提案者選定基準
- 二 応募者の事業提案

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は選定委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ別表の学識委員から指名する委員が委員長の職務を代理する。

(選定委員会の開催)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催できない。

(選定委員会の審議)

第6条 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところとする。

- 2 選定委員会は非公開とする。

(関係者の出席)

第7条 選定委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、審査の過程及びその結果において知り得た情報を一切他人に漏らしてはならない。ただし、県が公表した情報については、この限りではない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、応募者に対し特別な援助や助言を行ってはならない。

(代理)

第9条 やむを得ない理由のため、選定委員会に出席できない別表の行政委員は、代理人を選定委員会に出席させることができる。この場合において、第5条第2項の規定の適用については、当該委員は、出席したものとみなす。

(費用負担)

第10条 選定委員会に要する経費は、県が負担する。

(事務局)

第11条 選定委員会の事務局は、埼玉県都市整備部住宅課に置く。

(報告)

第12条 選定委員会は、最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果を県に報告する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。